

2024年度環境物品等の調達の推進を図るための方針

2024年4月
独立行政法人国際協力機構

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。通称「グリーン購入法」）第7条及び第8条に基づき、2024年度における「環境物品等の調達の推進を図るための方針」（以下「調達方針」という）を定めたので、第7条第3項の規定に基づき公表する。

I. 特定調達物品等の2024年度における調達目標

2024年度における個別の特定調達物品等【環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和5年12月閣議決定。以下「基本方針」という。）に定める特定調達品目ごとに判断の基準を満たすもので、リース契約、公共工事及び役務提供を含む】の調達目標は、以下の通りとする。
なお、基本方針に規定された判断の基準は、あくまでも調達の推進に当たっての一つの目安を示すものであり、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。

[【環境省】環境物品等の調達の推進に関する基本方針](#)

特定調達品目の分野及び品目一覧 【22分野287品目】

分野	品目	調達目標
紙類（納入印刷物含）	・コピー用紙 ・フォーム用紙 ・インクジェットカラープリンター用塗工紙 ・塗工されていない印刷用紙 ・塗工されている印刷用紙 ・トイレトペーパー ・ティッシュペーパー	100%
文具類	・シャープペンシル ・シャープペンシル替芯 ・ボールペン ・マーキングペン ・鉛筆 ・スタンプ台 ・朱肉 ・印章セット ・印箱 ・公印 ・ゴム印 ・回転ゴム印 ・定規 ・トレー ・消しゴム ・ステープラー（汎用型） ・ステープラー（汎用型以外） ・ステープラー針 リムーバー ・連射式クリップ（本体） ・事務用修正具（テープ） ・事務用修正具（液状） ・クラフトテープ ・布粘着テープ（プラスチック製クロステープを含む。） ・両面粘着紙テープ ・製本テープ ・ブックスタンド ・ペンスタンド ・クリップケース ・はさみ ・マグネット（玉） ・マグネット（バー） ・テープカッター ・パンチ（手動） ・モルトケース（紙めくり用スポンジケース） ・紙めくりクリーム ・鉛筆削（手動） ・OAクリーナー（ウエットタイプ） ・OAクリーナー（液タイプ） ・ダストブロワー ・レターケース ・メディアケース ・マウスパッド ・OAフィルター（枠あり） ・丸刃式紙裁断機 ・カッターナイフ ・カッティングマット ・デスクマット ・OHPフィルム ・絵筆 ・絵の具 ・墨汁 ・のり（液状）（補充用を含む。） ・のり（澱粉のり）（補充用を含む。） ・のり（固形）（補充用を含む。） ・のり（テープ） ・ファイル ・バインダー ・ファイリング用品 ・アルバム（台紙を含む。） ・つづりひも ・カードケース ・事務用封筒（紙製） ・窓付き封筒（紙製） ・けい紙 ・起案用紙 ・ノート ・パンチラベル ・タックラベル ・インデックス ・付箋紙 ・付箋フィルム ・黒板拭き ・ホワイトボード用イレーザー ・額縁 ・テープ印字機等用カセット ・テープ印字機等用テープ ・ごみ箱 ・リサイクルボックス ・缶 ・ボトルつぶし機（手動） ・名札（机上用） ・名札（衣服取付型・首下げ型） ・鍵かけ（フックを含む。） ・チョーク ・グラウンド用白線 ・梱包用バンド	100%
オフィス家具等	・いす ・机 ・棚 ・収納用什器（棚以外） ・ローパーティション ・コートハンガー ・傘立て ・掲示板 ・黒板 ・ホワイトボード ・個室ブース ・ディスプレイスタンド	100%
画像機器等（リース・レンタル含）	・コピー機 ・複合機 ・拡張性のあるデジタルコピー機 ・プリンタ ・プリンタ複合機 ・ファクシミリ ・スキャナ ・プロジェクタ ・トナーカートリッジ ・インクカートリッジ	100%（コピー機・複合機・拡張性のあるデジタルコピー機については、可能な限り基準値1の基準を満たす物品の調達を推進する。）
電子計算機等（リース・レンタル含）	・電子計算機 ・磁気ディスク装置 ・ディスプレイ ・記録用メディア	100%
オフィス機器等（リース・レンタル含）	・シュレッダー ・デジタル印刷機 ・掛時計 ・電子式卓上計算機 ・一次電池又は小形充電式電池	100%
移動電話等（リース・レンタル含）	・携帯電話 ・PHS ・スマートフォン	100%
家電製品（リース・レンタル含）	・電気冷蔵庫 ・電気冷凍庫 ・電気冷凍冷蔵庫 ・テレビジョン受信機 ・電気便座 ・電子レンジ	100%（電気冷蔵庫・電気冷凍庫・電気冷凍冷蔵庫については、可能な限り基準値1の基準を満たす物品の調達を推進する。）
エアコンディショナー等（リース・レンタル含）	・家庭用エアコンディショナー ・業務用エアコンディショナー ・ガスヒートポンプ式冷暖房機 ・ストーブ	100%（業務用エアコンディショナーについては、可能な限り基準値1の基準を満たす物品の調達を推進する。）
温水器等（リース・レンタル含）	・ヒートポンプ式電気給湯器 ・ガス温水器 ・石油温水器 ・ガス調理機器	100%
照明（リース・レンタル含）	・LED 照明器具 ・LED を光源とした内照式表示灯 ・電球形 LED ランプ	100%（LED照明器具については、可能な限り基準値1の基準を満たす物品の調達を推進する。）
自動車等（リース・レンタル含）	・乗用車 ・小型バス ・小型貨物車 ・バス等 ・トラック等 ・トラクタ ・乗用車用タイヤ ・2サイクルエンジン油	100%（小型バス・小型貨物車・バス等・トラック等・乗用車タイヤについては、可能な限り基準値1の基準を満たす物品の調達を推進する。）
消火器（リース・レンタル含）	・消火器	100%

制服・作業服等	・制服・作業服・帽子・靴	100%
インテリア・寝装寝具 (リース・レンタル 含)	・カーテン・布製ブラインド・金属製ブラインド・タイルカーペット・ニードルパンチ カーペット・タフテッドカーペット・織じゅうたん	100% (タイルカーペットにつ いては、可能な限り基準値1の基準 を満たす物品の調達を推進す る。)
作業手袋	・作業手袋	100%
その他繊維製品(リー ス・レンタル含)	・集会用テント・ブルーシート・防球ネット・旗・のぼり・幕・モップ	100%
設備	・太陽光発電システム(公共・産業用)・太陽熱利用システム(公共・産業用)・燃料電 池・エネルギー管理システム・生ゴミ処理機・節水器具・給水栓・日射調整フィルム ・低放射フィルム・テレワーク用ライセンス・Web会議システム	100% (太陽熱発電システムにつ いては、可能な限り基準値1の基 準を満たす物品の調達を推進す る。)
災害備蓄用品	・災害備蓄用飲料水・アルファ化米・保存パン・乾パン ・レトルト食品等・栄養調整食品・フリーズドライ食品 ・非常用携帯燃料・携帯発電機・非常用携帯電源	100%
公共工事	【資材】 ・建設汚泥から再生した処理土・土工用水砕スラグ・銅スラグを用いたケーソン中詰め 材・フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材・地盤改良用製鋼スラグ・高炉ス ラグ骨材・フェロニッケルスラグ骨材・銅スラグ骨材・電気炉酸化スラグ骨材・再 生加熱アスファルト混合物・鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物・中温化アスファルト 混合物・鉄鋼スラグ混入路盤材・再生骨材等・間伐材・高炉セメント・フライアッ シュセメント・エコセメント・透水性コンクリート・鉄鋼スラグブロック・フライ アッシュを用いた吹付けコンクリート・下塗用塗料(重防食)・低揮発性有機溶剤型の路 面標示用水性塗料・高日射反射率塗料・高日射反射率防水・再生材料を用いた舗装用 ブロック(焼成)・再生材料を用いた舗装用ブロック類(プレキャスト無筋コンクリ ート製品)・パークたい肥・下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料(下水汚泥コンポスト)・ LED道路照明・再生プラスチック製中央分離帯ブロック・セラミックタイル・断熱 サッシ・ドア・製材・集成材・合板・単板積層材・直交集成板・フローリング・ パーティクルボード・繊維板・木質系セメント板・木材・プラスチック再生複合材製品 ・ビニル系床材・断熱材・照明制御システム・変圧器・吸収冷温水機・氷蓄熱式空 調機器・ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機・送風機・ポンプ・排水・通気用 再生硬質ポリ塩化ビニル管・自動水栓 ・自動洗浄装置及びその組み込み小便器・大便器・再生材料を使用した型枠・合板型 枠 【建設機械】 ・排出ガス対策型建設機械・低騒音型建設機械 【工法】 ・低品質土有効利用工法・建設汚泥再生処理工法 ・コンクリート塊再生処理工法・路上表層再生工法 ・路上再生路盤工法・伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法 ・泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法 【目的物】 ・排水性舗装・透水性舗装・屋上緑化	公共工事の中で、基本方針に位 置付けられた資材、建設機械、 工法及び目的物を使用する場合 は、事業ごとの特性、必要とさ れる強度や耐久性、機能の確 保、コスト等に留意しつつ、原 則として、基本方針に定める判 断の基準を満足するものを使用 するものとする。
役務	・省エネルギー診断・印刷・食堂・自動車専用タイヤ更生 ・自動車整備・庁舎管理・植栽管理・加煙試験・清掃 ・タイルカーペット洗浄・機密文書処理・害虫防除 ・輸配送・旅客輸送(自動車)・庁舎等において営業を行う小売業務 ・クリーニング・飲料自動販売機設置・引越輸送・会議運営 ・印刷機能等提供業務	100%
ごみ袋等	・プラスチック製ごみ袋	100%

II. 特定調達物品等以外の2024年度に調達を推進する環境物品等及びその調達目標

特定調達物品等以外の物品の選択に当たってはエコマークの認定を受けている製品またはこれと同等のものを調達するよう努めるものとする。

III. その他環境物品等の調達推進に関する事項

- 環境物品等の調達推進は調達・派遣業務部主導の下、実施する。
- 本調達方針は、国内における全ての機関を対象とする。なお、在外事務所における調達及び海外向けの物品に関しては、多くの国・地域においてグリーン購入法が規定する基準に適合した環境物品等の調達が困難な状況にあるため対象外とするが、各国の実情に応じて可能な限り環境負荷に配慮した物品の調達に努めるものとする。
- 調達実績は調達・派遣業務部において可能な限り品目ごとに取りまとめ公表するものとする。
- 機器類等の使用についてはできる限り修理等を行い、長期間の使用に努めるものとする。
- 物品調達を担当する職員及び使用する職員等に対して、環境物品等の調達推進にあたって意識の向上を図るため、随時グリーン購入法の内容につき啓発普及を図ることとする。
- 物品等を納入する業者、役務提供事業者、公共工事の請負業者、及び当機構が実施する事業に従事する者に対し、この基本方針に準じた環境物品等の調達を推進するよう働きかけることとする。
- 調達目標に記載されている【基準値1】は【環境省_環境物品等の調達の推進に関する基本方針】の定義を参考とすること。

以上